

(様式第1号)

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和7年4月16日

寒河江市長 齋藤 真朗

1 委託業務名

寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託

2 委託事業の内容

下水道事業の経営を取り巻く環境が大きく変化しており、また今後人口減少に伴うサービス需要の減少や施設等の老朽化による維持管理コストの増加等、経営状況は一層厳しくなるものと見込まれる。このことから、将来の使用料改定も見据え、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図る必要がある。

現在の経営戦略の計画期間は平成28年度から令和7年度までであり、上記を踏まえた計画への改定を行うものである。詳細は「寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託仕様書」のとおり。

3 委託事業の実施期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

4 審査会場及び審査日時

- (1) 審査会場 寒河江市役所
- (2) 審査日時 令和7年5月21日(水) 午後 詳細は後日通知予定

5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第

2 項の規定に該当しないこと。

- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 1 2 号）第 2 5 条第 3 項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市業務委託契約約款第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に該当するものでないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 地方公共団体において、平成 2 7 年度以降（過去 1 0 年間）に下水道事業の経営戦略策定、または、改定に係る業務の受注者として業務を完了した実績があること。
- (7) 寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託に係る専門的知識を有するアドバイザーとして、地方公営企業会計に精通した公認会計士、または、税理士を配置すること。
- (8) 総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の経営アドバイザー（公営企業関係）に登録された者を配置すること。

6 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒 9 9 1 - 0 0 0 3

寒河江市大字西根字上川原 1 0 番地

寒河江市上下水道課経営企画係

電話番号 0 2 3 7 - 8 6 - 8 5 1 1

(2) 参加申込書等

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書を次に掲げる期間内に提出するものとする。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 7 日から令和 7 年 5 月 1 4 日まで
(市の休日を除く。)

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時
(ただし、正午から午後 1 時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後 4 時。)

ウ 受付場所 (1) の担当課

エ 受付方法 持参又は郵送（必着）

オ その他 「寒河江市下水道事業経営戦略改定支援業務委託簡易公募型プ

ロポーザル実施要領」を確認し、質問書及び企画提案書等についても遺漏のないよう提出すること。

7 その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。また、複数の企画提案書は提出できないものとする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 詳細はプロポーザル実施要領によるものとする。
- (5) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果は参加者全員に通知するものとする。なお、通知内容は選定者の決定ならびに通知相手方の点数とし、審査の過程については非公開とする。